

栃木市議会ハラスメント防止ロードマップ

栃木市議会政治倫理条例では、第2条において、議員はその責務として、市民の信頼に値する高い倫理観を持つことが求められており、また、第3条第1項において、常に人格と倫理の向上に努め、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むことが遵守すべき政治倫理基準として規定されている。

議員に求められる倫理からすると、一人一人がハラスメントと受け取られるような行為を行わないこと、また、議会全体としてもハラスメントを発生させないよう防止に向けて取り組むことが急務である。

一方で、例えば、議員が市職員に対して様々な要望を行うことは、市民の代表として職務を全うするための業務と捉えられる側面もあり、そのような行為全てがハラスメントと判断されてしまうと、議員が議員本来の役割を發揮できなくなる可能性もあることに留意する必要がある。

また、ハラスメントと判断される行為には、受け手側と行為者側の認識のずれがあることに加えて、『〇〇ハラ』という言葉が日々生み出されるように常に新たな判断基準が社会の中で広まることから、個々人による認識に差異が生じやすくなるため、事案発生時の対応に難しさがあるものと考えられる。

しかしながら、「ハラスメント行為をしない、防止しなければならない」ということが、既に社会的な要請と言える状況にあることは、国における法整備の状況や他の議会における取組状況を踏まえても明らかであり、このような社会の動きに合わせて対応していくことは様々な立場や考え方を持った市民の代表である議員の責務と言うことができる。

これらのことから、本市議会では、ハラスメント防止に向けて取り組むロードマップを示し、議員一人一人が高い倫理観を持って行動することを前提としつつ、ハラスメントに対する共通理解や知識の更新に常に取り組むとともに、短期、中期、長期に分けた取組を推進するものとする。

なお、本ロードマップによる取組の推進は、令和8年改選後においても継続されるよう要望するものである。

令和7年12月17日

栃木県栃木市議会

栃木市議会ハラスメント防止ロードマップ

取組の時期	取組の内容	考え方や留意点等
定期かつ継続的	<ul style="list-style-type: none"> ・全議員を対象としたハラスメント研修会の実施（年1回以上） ・議員のハラスメント行為（市職員対象、議員間等）の実態調査の実施と公表 ・新人議員に対するハラスメント研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント研修は具体的な状況や相手の感情に焦点を当てた実践的な内容とすることが必要である。
短期	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市議会基本条例及び栃木市議会政治倫理条例の関係規定の再確認及び遵守の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント撲滅宣言や決議は、ハラスメントの認識が個々人に違う状態で実施しても実効性を伴わない可能性があることから、まずは現行条例の遵守の徹底を図る。
中期 (令和8年改選以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの定義の研究 ・他自治体の取組の研究 ・全議員間でハラスメントの定義の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究、検討に当たっては、視野狭窄に陥ることがなく、また、常に新たな知識を取り入れができるよう第三者の専門家の助言を受けることを検討すべきである。
長期 (中期の取組が完成後)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止や相談窓口の設置に関するルール策定の検討（ハラスメント防止条例や対応指針など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールの策定に当たっては、第三者の専門家の意見を取り入れて案を策定するとともに、パブリックコメントの実施を検討すべきである。 ・ハラスメント防止条例の制定を選択する場合には、執行部側と協働で制定することも視野に入れるべきである。